

令和3年2月19日

養老町長 大橋 孝 様

養老町行財政改革推進審議会  
会長 曾根 孝 仁

答 申 書

令和3年2月15日付け養企第934号で諮問された「町民プールの方向性について」について慎重審議した結果、下記のとおり答申する。

記

1. 町民プール（屋内プール、会議室、エアロビクススタジオ及びアスレチックジム等）は、廃止とする。ただし、屋内プール以外の施設については、他の類似施設への統合・廃止を含めた有効な利用方法を検討すること。
2. 町民プールについては、維持管理に多額の費用を要することから、直ちに必要な事務手続きや検討に取組み、町民への周知を行うこと。

尚、行財政改革を取組むにあたっては、町民の理解を十分に得られるよう努める必要があることから、以下について付記する。

《付記事項》

- ・町民生活の維持に必要不可欠なインフラ整備について、長期的な視点を持って、計画・整備を実行すること。
- ・個人・企業からの寄付金や国・県の補助金等に関する情報収集に努め、積極的に活用すること。
- ・行財政改革の情報発信を積極的に行い、町民の意識改革に努めること。